

愛荘町監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された愛荘町職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和6年11月12日

愛荘町代表監査委員 辻井 弘子
愛荘町監査委員 村田 定

第1 請求の受付

1. 請求の要旨

本件監査請求の要旨は以下のとおりである。（以下、原文のまま掲載）

措置請求の要旨

（1）公金支出

愛荘町は、令和6年1月23日付けで株式会社（甲）と工事請負契約を締結し、前記契約書に基づき4,136,000円を支出した。

（2）随意契約違法・不当性

ア 本件を随意契約によることとした根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」によるとされている。

また、随意契約理由書には「当該工事は令和4年度～令和5年度の間計3回にわたり入札を行い業者を決定しようと試みてきました… また、起工理由のとおりに安全性を確保する意味でも緊急的案件であります。」が理由となっています。

イ 経緯

1回目 起案 令和4年10月6日 →開札 令和4年12月19日→不落※1

2回目 起案 令和4年12月21日→開札 令和5年2月20日 →不落

3回目 起案 令和5年10月23日→開札 令和5年11月22日→不調※2

4回目 起案 令和6年1月11日 →開札 令和6年1月23日 →随意契約

※1 不落は予定価格超過により落札者がいないとき

※2 不調は応札業者が1社しかなく入札行為が行われないとき

ウ 本当に緊急性を要する認識があれば10月6日の時点で随意契約をするか、1回目の応

札業者との随意契約にするべきであり、4回目に初めて緊急性というのも理由書との整合性がとれない。

1回目の時点であれば予定価格1,278,163円で随意契約できたか、最低価格での応札業者と折衝により1,600,000円で契約できていた。

エ 随意契約理由書として「当該工事を年度内に施行するためには応札業者との折衝により工事に取り掛かるほか手段がないため」とありますが、2回目が不落に終わり3回目の入札まで9か月も間が空いているのは愛荘町の怠慢に過ぎない。それにより遅れが生じ年度内に真に合致す為に受注者と折衝により4,136,000円で契約したことは当初予算に比べて約3倍にも跳ね上がり250万円以上もの損害を与えている。

オ 1回目の入札は8業者を指名し、未着3社、辞退2社、残り3社とも予定価格超過をしており、予定価格に対して125%～279%

2回目の入札は8業者を指名し、未着3社、辞退2社、残り3社とも予定価格超過をしており、予定価格に対して142%～230%

3回目の入札は7業者を指名し、未着5社、辞退1社、となり応札者が1社しかいないため不調となっている。

過去の入札ではフェンス工事を土木一式の一般競争入札で発注されている案件もあり、土木一式での入札で予定価格超過による不調はないことも考えると、1回目、2回目と建築一式での入札結果が予定価格と乖離がしていることも総合的に判断し、年度が替わった3回目の入札を年度当初に土木一式で発注していればここまで予算を使わなくても工事できたであろうと推察されます。

そもそもフェンス工事を建築一式で指名競争入札を選択したことが正しかったのかも疑問である。

カ 当初設計～4回目の随意契約まで内容がほぼ同じなのに対して設計価格が約3倍にもなっているのは設計に違算はなかったのか疑問である。

キ 本契約の設計価格は、業者見積書を設計価格としており、比較の見積もりもなく設計価格が妥当のものであったのか疑問である。

ク よって、本件契約は、地方自治法及び愛荘町財務規則に明らかに違反し、違法かつ無効な契約である。本件契約に基づいてなされた支出については差額が愛荘町に生じた損害である。

(3) 費用が不当であること

本件契約は、予定価格（実勢価格）に対し明らかに高額であり当初予定価格との差額について愛荘町に損害が生じている。

(4) 結論

よって、監査委員は、愛荘町長に対し、①違法かつ無効な本件契約に基づいて工事請負代金を受け取った業者に対しては不当利益の返還を求め、②設計に違算があった場合は、設計費用の返還③当該支出に関与した職員らに関しては損害請求の賠償を求める等④本件契約手続、契約金額、積算やその根拠等に係る疑義、入札方法や随意契約理由書について、愛荘町入札監視委員会や外部委員からなる第三者機関等を通じて詳細を調査し、積算価格やその根拠について、客観的に検証可能なものとするよう、必要な措置を講じるように勧告することを求めるものである。

(5) 資料

建設工事請負契約書

随意契約理由書

回議書

入札結果

2. 請求人

(氏名省略)

3. 請求書の提出日

令和6年9月18日

4. 請求書の補足及び訂正

(1) 補足事項

なし

(2) 訂正事項

なし

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和6年9月30日に請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1. 監査の対象事項

請求の要旨から、本件監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 愛荘町が随意契約で行った工事請負契約が違法または不当であったかどうか。
- (2) 工事請負契約の契約額が違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実該当するかどうか。

2. 監査対象部局

生涯学習課、経営戦略課

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和6年10月15日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠として資料が提出され、次のとおり本件請求に係る補足説明がなされたが、請求の内容を変更するものではないと判断した。

(1) 請求人の陳述

今回の問題点として4点あります。1 随意契約の理由、2 契約業者1社だけの見積書を設計書とした点、3 設計書の単価を上げた積算根拠が無い点、4 完了検査について。

一つ目。随意契約の理由が、「安全性を確保する意味でも緊急的案件」とあります。緊急を要するのであれば、1回目の入札、令和4年10月に不落となった時点で随意契約を考えるべきではないでしょうか。その時点で契約していれば1,600,000円で契約できていました。

それを業者選定や工種の見直し、土木一式にするなどもせず、起工から工事完了まで1年半以上も危険な状態にしていたのは愛荘町の責任問題です。

そこまでになってから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号である、緊急の必要により競争入札に付することができないときを理由に契約するのは不当であります。

二つ目。別紙12のとおり、業者からの見積書が設計書になっており、業者の言い値で契約している点です。愛荘町財務規則別紙13、第4節随意契約、第136条、随意契約の予定価格、契約担当者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないとあります。あらかじめ予定価格は定めていたのでしょうか。

また、第138条見積書、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約または見積りに必要な事項を示して、2人以上の者に見積書を提出させなければならないとあります。2人以上の者に見積書を提出させたのでしょうか。なければ比較するものがなく設計価格が妥当なものであったか疑問であります。

変更契約書別紙5も、1社のみのお見積もり別紙6で変更されている点も付け加えておきます。

変更理由別紙7No.1は、既存流用となる支柱縦軸部分の錆が際立ってしまい更新後不自然にみえてしまうため、縦軸および端部の塗装を追加するものとなっていますが、設計書別紙11No.2には、支柱・アングル鉄部塗装となっているので当初設計に含まれているので追加費用は発生しないのではないのでしょうか。

もし、数量に間違いがあり支柱の数量が脱漏していたのであれば、変更見積書別紙6No.3の塗装費メーター当たり1,800円は、設計別紙11No.2,400円に比べ不当に高い金額になっていますが精査されたのでしょうか。

三つ目。設計書1回目別紙9、設計書2回目別紙10の細かい違いは、メッシュフェンスが4m増加、それに伴う取付手間の増加です。大きな違いは材料費が約2倍になっています。

設計書2回目別紙10、設計書3回目別紙11は内容は同じですが、材料費は1割上がっています。フェンス取付手間は4倍にもなっています。他の工種もすべて上がっています。

当初の設計価格が1,405,979円別紙9No.1、最終の設計価格が4,136,000円

別紙12No.1となっており、その差額が2,730,021円もあります。単価適用日によって単価があがることはありますが、ここまで違いが出ることはありません。

当初設計が安すぎたのか、最終設計が高すぎたのか、どちらにせよ設計価格に妥当性があつたのかを検証する必要があります。

四つ目、完了検査が原課で行われたこと。通常であれば指名競争入札を行い検査員による検査が必要であつたが、緊急性を要するという理由で随意契約になっただけなので、完了検査は当然、検査員が行うべきであつたのではないのでしょうか。

今回の工事ではH1200フェンスを、H1000に切断して使用されました。切断して使用する場合は監督員の許可を得るのは勿論のこと、切断面をどう処理するのかなど協議が必要です。工事打合せ簿を確認したところなんの指示も協議も行われていません。実際現場を確認しましたが、切断面は何の処理もされておらず、このままでは切断箇所から錆がまわりメーカーの耐用年数から著しく短い期間で腐食するのは容易に想像できます。

このことから、原課による形式だけの検査ではなく、検査委員による適正な完了検査を強く求めます。

よって、監査委員は、愛荘町長に対し、①違法かつ無効な本件契約に基づいて工事請負代金を受け取った業者に対しては不当利益の返還を求め、工事の手直しを行わせること②設計に違算があつた場合は、設計費用の返還③当該支出に関与した職員らに関しては損害の賠償等を求める等、④本契約手続き、契約金額、積算やその根拠等に係る疑義、入札方法や随意契約理由書について、愛荘町入札監視委員会や外部委員からなる第三者機関等を通じ、詳細を調査し、積算価格やその根拠について、客観的に検証可能なものとするよう、必要な措置を講じるように勧告することを求めるものである。

(2) 新たな証拠

追加資料1 変更契約書

追加資料2 変更見積書

追加資料3 変更設計書

追加資料4 歳出予算見積書

追加資料5 設計書(1回目)

追加資料6 設計書(2回目)

追加資料7 設計書(3回目)

追加資料8 設計書(4回目 随意契約、業者見積り)

追加資料9 愛荘町財務規則

4. 関係職員等の陳述

地方自治法第242条第8項の規定に基づき、関係課職員に対して、令和6年8月7日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 職員の陳述

請求人から令和6年9月18日付けで提起いただいた住民監査請求につきまして弁明をさせていただきます。

1 弁明書趣旨、本件請求を棄却するとの決定を求めるものでございます。

2 事実の認否、請求理由(1) 随意契約違法・不当性については、否認する。今回の随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号および第8号に基づき契約したものである。

請求理由(2) 費用が不当であることについては、否認する。令和4年度工事第20号愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事および令和4年度工事第26号愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事が不調となったため、令和5年9月の補正予算で新たに豊国運動公園フェンス取替工事の予算を上程し、計上したものである。令和5年度工事第24号愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事については、愛荘町建設工事等入札執行要領第10条第3項に基づき、入札執行を取りやめたことにより、新たに令和5年度愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事として緊急性を鑑みて現地精査に基づき起工し、予定価格を設定したもので費用は妥当である。

3 弁明の理由、関係法令等については記載のとおりでございます。

(1) 弁明事実、請求理由(1) 随意契約違法・不当性。

今回の随意契約は、令和5年度工事第24号愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事に関して、愛荘町建設工事等入札執行要領第10条第3項に基づき入札執行を取りやめたことにより、新たに令和5年度愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事として地方自治法施行令第167条の2第1項第5号および第8号に基づき新たに起工し、予定価格を設定した上で行ったものである。

また、緊急性については、令和5年6月27日付で「東円堂自治会要望書」が提出され、豊国運動公園フェンスの改修について、緊急性をもって実施してほしい旨の要望があったことから、町としても現場の状況から令和5年度末までに完成し、安心・安全に利用できるようにしなければならぬと判断し実施したものである。

さらに、本課でこれまで実施した愛荘町中央スポーツ公園アーチェリー場、旧秦荘公民館跡地芝生広場、愛荘町スポーツセンター秦荘施設のフェンス整備を含む工事は建築一式工事として実施していることから本工事においても同様に実施した。

以上のことから、随意契約については妥当である。

請求理由(2) 費用が不当であること

令和5年度愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事については、一部工程を現地精査に基づき、既存部品が使用できなかったことによる設計内容の変更および材料の物価高騰による変更を行い起工し、予定価格を設定したものであり妥当である。以上でございます。

(2) 証拠書類

自治会要望書

工事起工伺い

契約書

工事打合せ記録簿

完了検査

愛荘町建設工事等入札執行要領

第4 監査の結果

1. 請求内容に係る事実経過

本請求に係る事実経過は、関係課から提出された資料および関係職員の事情聴取等によれば以下のとおりである。

(1) 工事の起工から工事完了までの経緯について

- ・令和4年10月 6日 令和4年度工事第20号愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事起工伺い
設計額 1,278,163円
- ・令和4年12月14日 指名競争入札開札 3者応札（全て予定価格超過）
- ・令和4年12月19日 再入札 3者とも辞退
- ・令和4年12月21日 令和4年度工事第24号愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事起工伺い
- ・令和5年 2月15日 指名競争入札開札 3者応札（全て予定価格超過）
- ・令和5年 2月20日 再入札 3者とも辞退
- ・令和5年 6月27日 愛荘町東円堂自治会から豊国運動公園グラウンドフェンス劣化に伴う改修について要望書提出
- ・令和5年10月 3日 議会臨時会において補正予算可決
- ・令和5年10月23日 令和5年度工事第24号愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事起工伺い
- ・令和5年11月22日 指名競争入札（開札せず） 1社辞退 5社未着
- ・令和6年 1月11日 令和5年度愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事起工伺い
- ・令和6年 1月11日 令和5年度愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事契約締結伺い
- ・令和6年 1月29日 令和5年度愛荘町豊国運動公園フェンス取替工事建設工事請負契約書締結

(2) 契約事務の手続きについて

- ① 本工事は、上記（1）にもあるように、令和4年度に指名競争入札を2度行ったが、落札には至らなかった。

令和5年度は、10月3日に開会された議会臨時会の補正の議決を得て、同年11月22日に指名競争入札を実施した。しかし、応札者が1者で開札することができなかった。

- ② 令和5年6月27日には、地元である東円堂自治会より、豊国運動公園グラウンドフェンスについて、劣化がひどく支柱やワイヤーメッシュが錆付き、破れ、利用者に刺さり怪我をする可能性があり、非常に危険な状況であるという理由により、改修についての要望があった。かねてより隣接する保育園や自治会、施設を管理する体育協会から修繕について町に要望があり、令和4年度に入札を行ったが、落札に至らず、自治会から本要望書が提出された

ため、令和5年11月22日の指名競争入札をおこなったが、落札に至らなかった。町は先の自治会要望があったことを踏まえ、令和5年度末までに完成し、利用出来るようにしなければならないと判断し実施したと述べている。

- ③ 令和4年6月24日に委託契約した令和4年度委託第6号社会体育施設修繕設計委託業務で作成された設計書により、1回目の入札を実施した。
- ④ 本工事はこれまで生涯学習課が実施した愛荘町中央スポーツ公園のアーチェリー場、旧秦荘公民館跡地の芝生広場、愛荘町スポーツセンターの秦荘施設のフェンス工事を建築工事一式で行っていることから、建築工事として設計委託し、建設工事として入札を実施した。

2. 監査委員の判断

本監査においては、愛荘町が随意契約で行った工事請負契約の違法または不当性と、工事請負契約の契約額が違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実に該当するか否かについて次のとおり判断した。

普通公共団体における契約の締結方式については、地方自治法234条第1項において、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りによる」と規定し、同条第2項では、「指名競争入札、随意契約、又はせり売りは、政令で定める場合該当するときに限り、これによることができる」と規定したうえで、地方自治法施行令167条の2第1項では随意契約出来る場合の事由を限定している。これは、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札を原則とし、他の方式は例外とするものであると理解されている。

そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約による場合は、手続きが簡略で経費の負担が少なく済み、しかも契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右され、契約の適正な価格形成を妨げるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、法は、一定の場合に限定して随意契約の締結を許容したものと解することができる。

随意契約が出来る場合の事由として、施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の適用について「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失し、あるいはまったく契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を被るに至るような場合である。緊急の必要があるかどうかは、長がこれらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定するものである。」（松本英昭著「新版逐条地方自治法第9次改訂版」）とされている。

また、随意契約の可否について「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」（最高裁昭和62年3月20日判決）として、その判断は地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定される、としている。

令和6年1月11日起案の本工事の起工伺いでは、本契約は随意契約が出来る場合の事由である、施行令第167条2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するとして町長（契約担当者）が判断をしている。また、同起工伺いでは、令和4年度から令和5年度の間、計3回にわたり入札を行い、業者を決定しようと試みてきたが、すべて不調に終わっており、これ以上現状のままです工事着手を引き延ばすことは許されない状況であると随意契約の理由を述べている。このことは、施行令第167条の2第1項第8号の「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」にも該当すると考えられる。

ただし、前述のとおり、機会均等の理念に適合して公正であり、価格の有利性を確保し得るといふ観点から一般競争入札を原則としており、必ず随意契約をしなければならないというものではない。そのことから、3度にわたり入札を行ったことは法の趣旨に則った手続きであるともいえる。

これらの考え方に基つけば、本契約において町が随意契約の方法により業者選定を行ったことについては、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して随意契約を行うことを判断したということができ、前述のとおり裁量権の逸脱、濫用があるとはいえず、違法ということとはできない。

次に、令和4年12月14日に実施された指名競争入札においては、令和4年6月24日に委託契約した令和4年度委託第6号社会体育施設修繕設計委託業務で作成された設計書により予定価格を設定し実施している。令和5年2月15日に実施された指名競争入札においても、同設計書を基に予定価格を設定し実施をしている。

本工事は、フェンス全体の取替工事ではなく、部分的に新たなフェンスを取替える工事であり、既存フェンスと新たなフェンスを結合する接続部分が特殊な金具でないと合わないことが令和5年度に判明し、現地での部材の加工費用や専用の部材を改めて追加したため令和5年度の指名競争入札では費用が増額になったと町は述べている。

また、随意契約の相手事業者においては、令和4年12月14日の入札は3,570,000円（税抜）、令和5年2月15日の入札は3,480,000円（税抜）で応札している。令和5年度に行った随意契約は契約額が3,760,000円（税抜）であり、令和4年度の指名競争入札の結果も踏まえ、町と事業者の間で合意形成がされていったものと推察される。町として金額について折り合いがつかない場合は、相手事業者と契約をせず取りやめることができたが、合意形成がされたため契約を締結されたものと判断する。

さらに、愛荘町財務規則第138条第1項において、「随意契約によろうとするときは、契約または見積りに必要な事項を示して、2人以上の者に見積書を提出させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者に見積書を提出させることで足りるものとする」と規定されており、第3号において「その他町長が特に必要と認めるとき」と定めており、この条項は町長の裁量権について規定がされているものと解される。

令和5年度起工伺いの時期については、令和5年2月15日に不落になったことを受け、令和5年9月に補正予算を議会へ上程しているが、議会において一般会計の補正予算が否決され、同年10月3日の臨時会において可決されており、起工伺いが10月23日になった。事業は、議

会において予算の議決を得た後に執行が出来ることから、事務手続き上違法ということはできない。

工事種別については、過去において社会体育施設等における工事を建築一式で行っており、本工事についても建築一式で実施している。設計を建築工事として委託し設計書を作成していることから、令和4年度および令和5年度の工事を建築工事で行ったことは違法ということはできない。

以上から、随意契約を締結することが妥当であると考えることには十分な理由があり、随意契約を締結したことに違法性又は不当性は認められず、財務会計上の行為または怠る事実該当するとは言えない。

以上の理由から、本件請求を棄却することと判断する。

なお、請求人が求める設計に違算があった場合の、設計費用の返還については、財務会計上の事務手続きの完了が1年を経過しているため却下とする。